



ミズベリング信濃川やすらぎ堤 2022

キッチンカー（移動販売車）出店

令和4年度 施設使用者 要綱

～キッチンカー（移動販売車）による営業活動を行う事業者の募集～

令和4年3月 株式会社スノーピーク

1 主旨

平成29年より、新潟市と株式会社スノーピークが連携し、やすらぎ堤でのミズベリング事業に取り組んでまいりました。

飲食店の出店の誘致・営業をはじめ様々な利活用にチャレンジした取り組みにより、新潟市のミズベリング事業は、利用された市民や県内外の来街者から好評をいただき、全国からの視察をはじめ、かわまち大賞に認定されるなど、内外から高い評価をいただくまでに成長しました。

令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の見通しが利かず、中止という決断に至りましたが、昨年度は感染症防止対策を講じながら開催し、アンケートの結果では過去最高のご評価を頂くなど、実績を残しております。

本年度は、やすらぎ堤の魅力をより発信していくため、新たな取り組みとしてキッチンカー（移動販売車）による出店をおこないます。引き続き感染症防止対策を講じながらの実施となりますが、本事業を一緒に盛り上げて頂ける方を募集いたします。

本募集要項や説明資料を十分理解した上で、ご応募ください。

2 目的

利用区域において、キッチンカーによる営業活動を行うことで、市民の日常的な信濃川やすらぎ堤の利用を促進し、まちなかを訪れる来街者の誘致の拠点とするとともに、回遊性の向上と地域の活性化に資することを目的とします。また、ミズベリング信濃川やすらぎ堤のコンセプトのもと、他にない新潟ならではの空間づくりによる、新潟の価値向上に貢献いたします。

3 実施場所

都市・地域再生等利用区域指定範囲内（八千代橋から萬代橋までの信濃川やすらぎ堤兩岸）

指定する出店位置（以下、この区域を「事業区域」と呼びます）

※ R4 キッチンカー出店募集位置 参照

4 事業内容

キッチンカー（移動販売車）による飲食物の販売

5 実施条件

【実施期間】 令和4年4月1日（金）から5月31日（火）

ただし以下の期間を除きます。

- ・5月2日（月）から5月6日（金）までの期間
- ・その他都合により出店を中止する期間

【営業時間】 平日:午前11時から午後19時 土日祝日:午前10時から午後19時

※準備・撤収時間を含みます。

※上記の範囲において、正午12時から午後17時までは必ず営業をしてください。

【車両サイズ】 車幅2m、全長6m程度まで（2トン車まで）

【車両外観】 やすらぎ堤の自然空間と調和するデザインであること。

【販売物】 食品衛生法の規定に基づく営業許可範囲内の飲食物（酒類を含む）

※席を必要としない飲食物が望ましい。

【電源水道】 施設内にある電源はご使用いただけません、必要に応じて発電機等をご用意ください。

水道は一般的、かつ、常識の範囲でのみご使用いただけます。

【出店料】 平日：出店料1,100円+売上の5% 土日祝日：出店料3,300円+売上の5%

※前日以降のキャンセルについては出店料をご請求いたします。

【設置物について】

設置が可能なもの、数量を下記のとおりといたします。

置き型看板×2 のぼり×1 発電機×1 ゴミ箱（必ず設置をしてください）

パラソル（ナチュラルなデザインのもの）×1 ※車両に固定されていること

※席の設置は不可といたします。

その他設置物ついて下記のとおりといたします。

- ・ 景観保護の観点から、車両上方への のぼり等の取り付けを禁止いたします。
- ・ 過度なPR、演出等をご遠慮ください。
- ・ 舗装された道路上に1.5m以上導線を確保し、通行を妨げないように最大限配慮をしてください。
- ・ 河川や公園の施設へ工作物の固着は禁止いたします。
- ・ 使用終了後には工作物設置個所を使用前の状態に復元してください。

【車両の乗り入れ】

走行は舗装された堤防天端及び坂路のみとし、最大積載量2トンまでの車両といたします。

通行許可証を掲示した車両のみ事業区域内に進入していただけます。

この許可証は搬入または営業等のための通行を許可するものであり、駐車目的の進入は認められていません。

6 参加資格

出店者は、以下の要件の全てを満たすことを条件とします。

- (1) 公的機関が発行する営業許可書（新潟県一円）を有するもの。
- (2) 生産物賠償責任保険（PL 保険）に加入しているもの。
- (3) その他営業上必要な資格を有し、安全基準上の問題がないもの。
- (4) ミズベリング信濃川やすらぎ堤事業の目的に賛同するもの。
- (5) 別途用意する誓約書に同意したもの。
- (6) 本事業の内容及び条件等を十分理解し、かつ、信用を有するもの。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないもの。
- (8) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生又は更生手続開始の申立てがなされていないもの。
- (9) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成 24 年新潟市条例第 61 条）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団をいう。）、又は暴力団員（同条第 3 号に規定する暴力団員をいう。）が経営、運営に関係している法人ではないこと及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないもの。

7 施設使用区域の環境保全に関する条件

- ・ 店舗にて生じたごみは、適切に回収し、出店者各自でお持ち帰りください。
また、周辺の施設や河川、路上に遺棄されることがないように対策をしてください。
- ・ 周辺のごみの回収、及び清掃に積極的に取り組んでください。
- ・ 周囲の迷惑となる騒音・煙・匂いを発生させないようにしてください。
- ・ 公園内の樹木などの伐採はしないでください。

8 安全に関する条件

- ・ 強風・大雨・河川の水位上昇等の事象が予測される場合は営業中止となります。
- ・ 営業中止の判断はスノーピーク、または新潟市が行います。
- ・ 区域内は通常火気の使用は禁止となっています。調理に必要な火器類の取り扱いには十分に注意し、安全管理を行い、適切な使用をしてください。
- ・ 緊急時には利用者の安全確保に努めるとともに、速やかに情報共有をしてください。
- ・ 万一、食中毒が発生した場合は、食中毒を起こした該当出店者が補償してください。

9 運営状況の記録、利用者アンケートに関する条件

日ごとの利用者数、売上げ、その他必要とされる項目について遅滞なく提供してください。

必要に応じて用意する利用者アンケートへの回答を利用者に促してください。

10 共通禁止事項

- ・ 事業区域及びその周辺に混乱または危険が生じる行為。
- ・ 公の秩序または善良なる風俗を害する恐れがある行為。
- ・ 集団的、常習的に暴力不法行為を行う組織の利益になる行為。
- ・ 特定の政治団体、宗教団体の利益になる行為。
- ・ 勧誘、キャッチセールス等の行為。
- ・ 他の店舗の営業を妨げるような行為。

別途、都度必要に応じて禁止事項、ルールを設定した場合、これに応じるものとします。

11 新型コロナウイルス感染拡大防止に関する条件

感染症防止対策のため客席の設置は禁止といたします。

出店者より購入者にご注意いただくこと

- ・ 購入者と商品の受取が密にならないように掲示または、声掛けを行ってください。
- ・ 購入者に対してマスク着用及び手指消毒の啓発を掲示または、声掛けを行ってください。
- ・ 購入者に対して商品の共有や回し飲みについての注意を掲示または、声掛けを行ってください。
- ・ 上記注意喚起事項を掲示してください。

出店者にてご注意いただくこと

- ・ 出店者は、事前に検温を実施し 37.5 度以上、若しくは風邪の症状がある場合は、出店を中止してください。また、出店に関わる全ての従業員の体調状態を記録してください。
- ・ 出店者は、マスク又はフェイスシールドを必ず着用し、こまめな手洗いや手指消毒を徹底してください。
- ・ 調理の際は、調理用の使い捨て手袋を必ず着用し、こまめに交換をしてください。
- ・ 購入者と対面する部分には、ビニールカーテン等を設置してください。
- ・ 混雑する際は、整理券を配布する等、密にならない対策を講じてください。
- ・ 店舗前に、消毒液を必ず設置してください。
- ・ ゴミ箱は、こまめに確認し、満杯になる前に交換してください。
- ・ 商品は、小分けして提供してください。
- ・ 出店中は、換気扇を常時稼働させ店舗内の換気に心掛けてください。
- ・ 容器やおしぼり等は、使い捨てのできるものを使用してください。
- ・ トレイにて現金の受け渡しを行い、直接購入者との接触を行わないようにしてください。
- ・ キッチンカーの内外装を清潔に保つよう清掃を徹底してください。

開催時点で政府、新潟県及び新潟市が指針とするガイドラインに従い運営をいたします。

感染防止に関する運営ルールは必要に応じて変更する場合がございます。

1 2 応募の必要事項

これまでの主旨や目的、内容、条件をご理解のうえ、ご応募ください。

お申し込み期限は原則、実施希望日の1週間までといたします。

応募に必要な提出物

- R4 キッチンカー出店エントリーシート
- 車両の写真（全体の様子が見えるもの）

上記2点を メールにて yasuragitei_jimukyoku@snowpeak.co.jp までお送りください。

1 3 キッチンカー出店者の決定

(1) 審査方法

ご提出いただくエントリーシートの内容に応じ、審査した上で決定します。なお、必要に応じて聞き取りや追加資料の提出を求める場合がございます。

お申込から2週間以内を目安に選考結果を通知いたします。

(2) キッチンカー出店者決定の通達について

審査結果及び、出店位置の決定については、自ら又は他の応募者にかかわらず、経過や内容についての問い合わせには一切応じません。

1 4 選定の留意事項

(1) 下記事項に該当したときは、その者を選定の対象から除外又は決定を取り消します。

- ・ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・ 応募資格を満たしていないことが判明した場合
- ・ 著しく社会的信用を損なう行為により、応募者が施設使用者として業務を行うことについて、ふさわしくないと判断した場合

1 5 出店決定後の提出物について

出店当日までに下記のことを提出していただきます。

- ・ 営業許可証（新潟県一円）の写し 1部
- ・ 食品衛生責任者（又はそれに代わる資格証明書）の写し 1部
- ・ 生産物賠償保険（PL保険）等の証明書の写し 1部
- ・ 車検証の写し 1部
- ・ やすらぎ堤_キッチンカー出店者誓約書 1部（出店者へ事前にお送りいたします。）

※上記、提出物は有効期限が失効していない限り、2回目以降の提出は不要です。

16 その他

- (1) 提出書類にかかる費用については事業者の負担といたします。
- (2) 提出されたすべての書類は返却いたしません。
- (3) 提出された書類は複製を作成する場合がございます。
- (4) 前日の搬入や準備はできません。準備及び撤収は当日に行ってください。
- (5) 連日出店する場合も、車両は施設より都度ご退出していただきます。
- (6) 人身、物損、盗難等の事故や商品及び出店者同士やお客様とのトラブルなどに関してスノーピークは一切の責任を負いません。
- (7) 現場統括者の指示に従わない場合は、即時退場していただきます。
- (8) 危険物の持ち込みおよび使用は禁止します。
- (9) 施設などに損傷等を与えた場合には、現状補償をお願いします。
- (10) 出店に関わる経費、また、搬入・搬出にかかる経費は、出店者の負担とします。
- (11) 新型コロナウイルス感染症による影響を考慮し、本事業の中止又は、内容を縮小するなどの判断をする場合がございます。本事業への来場者、施設事業者及び関係者の健康と安全面を最優先で考慮し、運営の判断をいたします。

17 ご応募・問い合わせ先

株式会社スノーピーク ミズベリング信濃川やすらぎ堤事業担当

西條 拓一（さいじょう ひろかず）

住所：〒950-0909 新潟市中央区八千代 2-1-2 万代シテイ・ビルボードプレイス

電話：025-282-5686

Mail：yasuragitei_jimukyoku@snowpeak.co.jp

R4 キッチンカー出店者募集位置



